

令和7年度 水委水委第111-3号
配水管路敷等除草業務委託

特記仕様書

大分県企業局

第 1 章 一 般 事 項

1 業務概要

- (1) 業務場所 工業用水道施設 大分市大字下判田 外 ※添付図面参照
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 7年 12月 26日
- (3) 着手時期 年2回施工部 6月上旬、8月下旬～9月上旬に実施
年3回施工部 5月中旬、8月上旬、10月上旬に実施
年4回施工部 5月中旬、6月下旬、8月上旬、10月上旬に実施

2 業務目的

本業務は、施設的美観維持と環境管理を目的とし、適切な除草作業を行うことで、安全性を確保し、適切な維持管理に寄与するものである。

3 適用範囲

本業務に関し他に定めのあるものを除き、全て本仕様書(図面を含む)によるものとする。

4 関係法令等の遵守

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 道路法、河川法
- (4) その他関係法令

5 土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工に当たっては、この特記仕様書によるほか、下記の各項に基づき実施しなければならない。

- (1) 土木工事共通仕様書(令和6年10月)
- (2) 土木工事の施工管理基準及び規格値(令和6年4月)

※土木工事共通仕様書等は、大分県ホームページ内
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>)に掲載している。

6 業務(施工)計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに業務(施工)計画書を提出すること。

なお、本業務は維持工事等簡易な工事と見なし、工事書類簡素化の手引きに基づき、業務(施工)計画書の記載内容の一部を省略してもよい。

(土木工事共通仕様書 共通-6 1-1-4 施工計画書 参照)

7 緊急時の措置

緊急事態が発生した場合は、直ちに応急措置をとるとともに、監督員にその内容について報告し、指示をうけること。

8 段階確認

受注者と監督員立会のもと、段階確認する内容は下記のとおりである。なお、段階確認状況を後日、書面にて提出すること。

○ 草刈り面積の確認

確認方法:設計図面との現地の照合 時期:草刈り着手前

○ 草刈り完了状況の確認

確認方法:現地出来映えの確認 時期:草刈り完了後

9 片付け

草刈作業完了後に残部材等の点検、整理、清掃を行い、監督員に報告すること。

10 作業完成と目的物引渡し

完成は企業局の定めた検査員が行う完成検査の合格をもって、本作業の完成とする。目的物の引渡しは、業務の完成後、速やかに書面をもって行うものとする。

11 諸条件

作業日は原則として土日、祝日を除く平日とし、作業時間は8:30～17:00までとする。なお、お盆期間において道路上作業は行わないこと。工事看板は別紙を参照のこと。

12 その他

本業務箇所の現地において、異常な状況(湧水や亀裂、他者の立ち入り等)が確認された場合また地元要望や苦情を受けた場合は速やかに監督員へ報告し、指示を受けること。

13 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

第 2 章 特 記 事 項

1 業務工程の調整

本業務の草刈時期については第 1 章1(3)によるが、雑草の繁茂状況により時期の調整を行うため監督員の指示に従うこと。

2 関係機関との協議

本業務の履行にあたり、関係機関との協議の結果、各種申請が必要となった場合は遺漏なく申請を行い、その結果を監督員へ報告すること。

3 側溝内の落葉除去(別図 16-1)

側溝内に落葉が堆積し、上流に位置する隣接住宅地の側溝に排水不良が生じるため、草刈り作業の際に併せて除去すること。

4 安全対策

過年度の本業務において、以下の危険作業を確認しているため、業務計画書の安全管理に対策方法を記載すること。

- (1) 沿道や宅地沿い、墓地沿い等において、飛び石によるトラブルが発生した。
対策:飛び石防護を必ずすること。
- (2) 河川法尻を正面に前屈みで無理な体勢のまま草刈機を使用。(別図 13、14、15)
対策案:胴長を使用して、安全な体勢で作業を行う。
- (3) 脚立を梯子(支えの補助あり)として利用し、登った状態で草刈り機を使用する。(別図 13)
対策案:脚立を梯子状態で使用しない。不安定な状態で草刈り機を使用しない。
- (4) 電線ケーブルが地上露出で配線されている周辺で草刈機の使用。(別図 4)
対策案:電線ケーブル配線位置を作業員へ周知、また鎌の使用で草刈りの実施。

積算条件説明書

積算条件説明書は、予定価格を算出する上で発注者が想定している施工方法や仮設工、使用機械などのうち、任意仮設や任意施工として取り扱うものについて、入札参加者へ周知するものである。

積算条件説明書は設計図書ではないため、本書に記載された事項については受注者に対する契約事項とはならない。ただし、現地条件の違いなどが無い限り、設計変更の対象としない。

【諸経費関係】

- 建設技能労働者や交通誘導警備員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費(法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等)が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

【単価関係】

- 本設計書の単価適用日は令和7年2月15日としている。なお土木工事積算単価は大分県H.Pで公表している。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tanka.html>)

【再資源化施設等への運搬及び処理条件】

- 本工事により発生する一般廃棄物(刈草)は、再資源化施設等へ運搬することとする。なお処分条件は、積算上下記のとおりとしている。

- | | | | |
|----------|--------|---------------|------------------|
| (1) 受入場所 | (施設名称) | 佐野清掃センター | 大分市大字佐野3400番地の10 |
| (2) 運搬距離 | | 11.5 km以下(片道) | |

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。